# ごぞんじですか?マイナンバー

katsunori0618

#### 1. マイナンバーとは何ですか?

マイナンバー(社会保障・税番号)は、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会 基盤であり、期待される効果としては、大きく3つあげられます。

1つめは、行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間で連携が進み、手続きが正確でスムーズになります。

2つめは、添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできるようになります。

3つめは、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れる ことや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行 えるようになります。

#### 2. 番号はいつ、どのように通知されますか?

平成27年10月以降、住民票を有する国民の皆様一人一人に12桁のマイナンバーが通知されます。また、マイナンバーは中長期在留者や特別永住者などの外国人の方にも通知されます。

通知は、市町村から、原則として住民票の住所あてにマイナンバーが記載された「通知カード」を送ることによって行われます。そのため、住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、 ご注意ください。

また、通知の際は、視覚障害の方に配慮し、通知カードを封入した封筒に点字加工を施すほか、通知カードの送付台紙には音声コードを記載する予定です。

マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいして、不正に使われるおそれがある 場合を除いて、マイナンバーは一生変更されませんので、大切にしてください。

#### 3. マイナンバーはどのような場面で使用することとなりますか?

平成28年1月以降、社会保障、税、災害対策の行政手続きにマイナンバーが必要になります

たとえば、

- ①年金を受給しようとするときに年金事務所にマイナンバーを提示
- ②健康保険を受給しようとするときに健康保険組合にマイナンバーを提示
- ③障害者総合支援法に基づく自立支援給付の申請をするときに市町村にマイナンバーを提示
- ④毎年6月に児童手当の現況届を出すときに市町村にマイナンバーを提示
- ⑤奨学金や就学支援金の申請をするときに学校にマイナンバーを提示
- ⑥所得税及び復興特別所得税の確定申告をするときに税務署にマイナンバーと提示
- ⑦税や社会保障の手続きで、勤務先や金融機関にマイナンバーを提示 といった場面で利用することになります。

マイナンバーは社会保障、税、災害対策の中でも、法律や自治体の条例で定められた行政手続でしか使用することはできません。

情報提供ネットワークシステムを通じた各機関の間の情報連携は、国は平成29年1月以降、 地方公共団体は平成29年7月以降、順次始まります。情報連携により、申請時の課税証明書等 の添付省略など、国民の負担軽減・利便性向上が実現します。

#### 4. マイナンバーを他人に提供してもよいのですか?

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の手続のために、国や地方公共団体、年金・医療保険者、勤務先、金融機関などに法律に基づいて提供するものです。こうした法律で定められた目的以外にむやみに他人にマイナンバーを提供することはできません。

他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人が、マイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを他人に不当に提供したりすると、処罰の対象になります。

マイナンバーについては、個人情報が外部に漏れるのではないか、他人のマイナンバーでなり すましが起こるのではないか、といった懸念の声もあります。

そこで、マイナンバーを安心・安全にご利用いただくために、制度面とシステム面の両方から 個人情報を保護するための措置を講じています。

制度面の保護措置としては、法律に規定があるものを除いて、マイナンバーを含む個人情報を 収集したり、保管したりすることを禁止しています。また、特定個人情報保護委員会という第三 者機関が、マイナンバーが適切に管理されているか監視・監督を行います。さらに法律に違反し た場合の罰則も、従来より重くなっています。

次に、システム面の保護措置としては、個人情報を一元管理するのではなく、従来通り、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。また、行政機関の間で情報のやりとりをするときも、マイナンバーを直接使わないようにしたり、システムにアクセスできる人を制限したり、通信する場合は暗号化を行います。

このように個人情報の保護に関して、さまざまな措置を講じています。

#### 6. 自分の個人情報がどのようにやりとりされているか確認することはできますか?

情報提供ネットワークシステムを使って自分の個人情報をいつ、誰が、なぜやりとりしたのか、ご自身で確認していただける手段として、平成29年1月からマイ・ポータル(仮称)(情報提供等記録開示システム)が稼働する予定です。

マイ・ポータルの機能としては、

- ①自分の個人情報のやりとりを確認できる機能
- ②行政機関などが持っている自分の個人情報の内容を確認できる機能
- ③行政機関などから一人一人に合った行政サービスなどのお知らせが来る機能 が入る予定です。

個人番号カードは、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーなどが記載され、本人の写真が表示されます。この個人番号カードは、市町村に申請していただくことで、平成28年1月以降、交付される予定です。

なお、個人番号カードに搭載されるICチップには、券面に書かれている情報のほか、電子申請のための電子証明書が記録されますが、所得の情報や病気の履歴などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。そのため、個人番号カードから全ての個人情報が分かってしまうことはありません。

#### 8. 通知カードと個人番号カードの違いは何ですか?

通知カードは全ての方に送られますが、顔写真が入っていませんので、本人確認のときには、 別途顔写真が入った証明書などが必要になります。

一方で、個人番号カードの取得には申請が必要ですが、顔写真が入っていますので、個人番 号カード1枚で本人確認ができます。

### 9. 行政機関だけでなく、民間の事業者もマイナンバーを取り扱うのですか?

民間事業者は、従業員の健康保険や厚生年金の加入手続を行ったり、従業員の給料から源泉徴収を行ったりしています。また、証券会社や保険会社等の金融機関でも、利子・配当・保険金等に係る法定調書などの提出を行っています。平成28年1月以降は、これらの手続を行うためにマイナンバーが必要となります。そのため、企業や団体にお勤めの方や金融機関とお取引がある方は、勤務先や金融機関にご本人やご家族のマイナンバーを提示する必要があります。

## 10. 民間事業者がマイナンバーを取り扱うにあたって、注意すべきことはありますか?

特定個人情報保護委員会は、マイナンバーをその内容に含む個人情報(特定個人情報)の適正な取扱いを確保するための具体的な指針や、実務に即した具体的な事例を記述したガイドラインを作成しました。民間事業者における特定個人情報の取扱いは、このガイドラインを踏まえた対応が必要です。

なお、ガイドラインでは、中小規模の事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響 に配慮しています。

#### 11. 法人番号とは何ですか?

法人にも1法人1つの番号が指定され、平成27年10月以降、国税庁から、登記上の住所地宛に13桁の法人番号が通知されます。法人番号は広く公表され、個人番号と異なり、民間問わず、自由に利用できます。

12. マイナンバーについてさらに詳しい情報が知りたい場合や、不明な点がある場合はどうすればよいですか?

平成26年10月から、マイナンバーのコールセンターを開設しています。マイナンバーについてご不明な点がある方や、さらに詳しい情報を知りたい方は、お問い合わせください。

【マイナンバーコールセンター】

電話番号 0570-20-0178

開設時間 平日9時30分から17時30分まで

なお、平成27年10月から平成28年3月までの半年間は、平日の開設時間を20時まで延長するとともに、年末年始を除く土日祝日も17時30分まで開設する予定です。